



福県医発第1045(地)
平成18年 8月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



犯罪被害者に対する公費負担制度について

故意の犯罪行為により不慮の死亡または重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済を得られない被害者またはその遺族に対し、昭和56年に国が一定の給付金を支給することとする「犯罪被害給付制度」が施行されております。

また、平成13年には、犯罪被害者等給付金支給法の一部改正が行われ、それまでの遺族給付金および障害給付金に加え、新たに重傷病給付金が設けられ、同年7月から運用されました。

その運用は療養費払い方式（現金給付）とし、加療1か月以上、かつ、14日以上入院を要する負傷又は疾病を負った被害者に対して、3か月を限度として医療保険の医療費の自己負担部分に相当する額を本制度により支給するというものです。

今般、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（政令）」の一部が改正され、平成18年4月1日から加療1か月以上、かつ、入院3日以上の負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った被害者に対して、1年を限度として医療費の自己負担部に相当する額の給付金を支給する」と改正され、支給要件の緩和および支給期間が延長されました旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本制度は療養費払い方式であるため、対象者が医療機関を受診した場合には、犯罪被害給付制度の規定に基づき、傷病診断書（身体疾患用【様式1-2】、精神疾患用【様式1-2】）および支払の証明書（医療費領収書【様式2】）の作成・発行を医療機関が請け負うこととなります。

また、平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護が明記された「犯罪被害者等基本法」が成立し、同法に基づき、平成17年に犯罪被害者等基本計画が



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

閣議決定されました。この基本計画において、「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の負担軽減」が盛り込まれ、これを受けて警察庁では、性犯罪被害者が負担している初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等について、公費により負担する制度として平成18年度予算措置を行っております。

本制度は、都道府県の実情に応じた規定を整備し、順次、本年4月から取り組みが進められております。

つきましては、犯罪被害者の支援を目的とする上記制度の趣旨をご理解いただき、その取り扱い方よろしくお願いいたします。

なお、犯罪被害給付制度の「重傷病給付金」および「性犯罪被害者にかかる医療経費等の負担軽減措置」の主な内容は下記の通りであります。

記

〔犯罪被害給付制度（重傷病給付金）〕

1. 重症病給付金の申請

給付金の支給を受けようとする人（被害者本人）は、申請する人の地元警察署または警察本部を通じて、都道府県公安委員会に行く。

2. 申請することができる人（支給対象者）

平成18年4月以降に、日本国内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為により、1か月以上の加療期間を要し、負傷し、または疾病にかかった日から1年を経過するまでの期間中に3日以上病院等に入院することを要する負傷または疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った人であって、日本国籍を有する人または日本国内に住所を有する人

（旧制度が適用される人の場合、1か月以上の加療期間を要し、負傷し、または疾病にかかった日から3月を経過するまでの期間中に14日以上病院等に入院することが要件となる。）

3. 重傷病給付金の額及び期間

被害者負担額〔犯罪行為により負傷し、または疾病にかかった日から1年間〔旧制度が適用される人の場合、3か月間〕における療養に要した費用（健康保険の療養に要する費用額の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険による給付の額を差し引いて得られる額〕を支給する。（医療保険の自己負担額に相当する額が支給される。）

保険診療外の医療費は支給対象とならないため、診断書等の交付に伴う文書料、差額ベッド代等は含まれない。

4. 他の公費との調整（他公費優先）

医療保険の自己負担額に相当する額を他の公費が負担した場合は、その負担額を控除した額

〔他の公費〕

- a 労働者災害補償保険法による療養補償給付等の災害補償関係法令による給付
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付
- c 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費
- d 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付
- e 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

5. 医療機関が関与する部分

重症病給付金の申請書に必要事項を記入のうえ、診断書等を添えて、警察本部または最寄りの警察署に提出する際、申請者が医療機関に対し、以下の書類の作成を求めることがある。

（１） 傷病診断書【様式１－１（身体疾患用）、１－２（精神疾患用）

またはこれに準ずる様式でも可】※診断書料は医療機関の自由
次の①～③が明らかになるように記載する。

- ①犯罪行為により負傷し、または疾病にかかった日
- ②犯罪行為により負傷し、または疾病にかかった日から１年間
（旧制度適用の場合、３か月間）の入院日数
- ③負傷または疾病の状態（経過）等

（２） 医療費支払の証明書（医療費領収書【様式２】）

健康保険の領収証と重複するが、この医療費領収書は領収の意味ではなく、公費（現金給付）を受けるために医療保険の自己負担額を支払ったことを証明するための証明書（領収書）。※診療月毎に発行。

次の①および②が明らかになるように記載する。

- ①保険診療についての保険給付額または患者負担額
- ②入院時に保険診療による食事療養を行った場合にはそれに対する患者負担額（標準負担額）

医療費支払の証明書（医療費領収書） 【様式２】について

- ・様式は様式２の内容が分かるものであれば、様式は問わない。
- ・領収の文字を消して証明と記載しても可。
（様式２は医療費控除に使用するものではない。）

〔性犯罪被害者に係る医療経費等の負担軽減措置〕

1. 制度の概要

性犯罪の被害に遭われた方は、その尊厳を踏みにじられ、身体的・精神的にも極めて重い負担を強いられ、その精神的ショックやしゅう恥心から、被害申告をためらうことも多く、被害が潜在化し、結果として同種事案の発生により被害が拡大する要因となっていると考えられている。

このため、警察庁では、性犯罪に遭われた方に対する精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的として、警察に対する捜査への協力確保の必要性から被害に遭われた方が負担している初診料、診断書料、緊急避妊に要する費用、検査費用等にかかる経費などについて、都道府県警察費補助費として平成18年度から予算措置を講じた。

都道府県警察では、警察庁での予算措置を受け、順次、取組みを進めているところである。

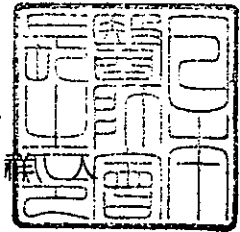
2. 性犯罪の被害に遭われた方への対応

事件への捜査協力確保の必要性などから、担当の女性警察官等とともに、医療機関で医師の診察を受けることなどを要件としている。

なお、公費で負担する内容、具体的な手続方法等については、都道府県ごとに異なるため、詳しくは各都道府県警察本部にお問い合わせ下さい。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥



犯罪被害者に対する公費負担制度について

故意の犯罪行為により不慮の死亡または重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済を得られない被害者またはその遺族に対し、昭和56年、国が一定の給付金を支給することとする「犯罪被害給付制度」が施行されたものであります。

平成13年には、犯罪被害者等給付金支給法の一部改正が行われ、それまでの遺族給付金および障害給付金に加え、新たに重傷病給付金が設けられ、同年7月から運用されてきました。

その運用は療養費払い方式（現金給付）とし、加療1か月以上、かつ、14日以上入院を要する負傷又は疾病を負った被害者に対して、3か月を限度として医療保険の医療費の自己負担部分に相当する額を本制度により支給してきたところであります。

今般、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（政令）」の一部が改正され、平成18年4月1日から「加療1か月以上、かつ、入院3日以上の負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った被害者に対して、1年を限度として医療費の自己負担部に相当する額の給付金を支給する」と改正され、支給要件の緩和および支給期間が延長されました。

本制度は療養費払い方式でありますので、対象者が医療機関を受診した場合には、犯罪被害給付制度の規定に基づき、傷病診断書（身体疾患用【様式1-2】、精神疾患用【様式1-2】）および支払の証明書（医療費領収書【様式2】）の作成・発行を医療機関にお願いすることとなります。

また、平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護が明記された「犯罪被害者等基本法」が成立し、同法に基づき、平成17年に犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。この基本計画において、「性犯罪被害者に対する

緊急避妊等に要する経費の負担軽減」が盛り込まれ、これを受けて警察庁では、性犯罪被害者が負担している初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等について、公費により負担する制度として平成18年度予算措置を行ったものであります。

本制度は、都道府県の実情に応じた規定を整備し、順次、本年4月から取組みを進めております。

つきましては、犯罪被害者の支援を目的とする上記制度の趣旨をご理解いただき、その取り扱い方よろしくお願いいたします。

なお、犯罪被害給付制度の「重傷病給付金」および「性犯罪被害者にかかる医療経費等の負担軽減措置」の主な内容は下記の通りであります。

記

〔犯罪被害給付制度（重傷病給付金）〕

1. 重症病給付金の申請

給付金の支給を受けようとする人（被害者本人）は、申請する人の地元警察署または警察本部を通じて、都道府県公安委員会に行く。

2. 申請することができる人（支給対象者）

平成18年4月以降に、日本国内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為により、1か月以上の加療期間を要し、負傷し、または疾病にかかった日から1年を経過するまでの期間中に3日以上病院等に入院することを要する負傷または疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った人であって、日本国籍を有する人または日本国内に住所を有する人

（旧制度が適用される人の場合、1か月以上の加療期間を要し、負傷し、または疾病にかかった日から3月を経過するまでの期間中に14日以上病院等に入院することが要件となる。）

3. 重傷病給付金の額及び期間

被害者負担額〔犯罪行為により負傷し、または疾病にかかった日から1年間〔旧制度が適用される人の場合、3か月間〕における療養に要した費用（健康保険の療養に要する費用額の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険による給付の額を差し引いて得られる額〕を支給する。（医療保険の自己負担額に相当する額が支給される。）

保険診療外の医療費は支給対象とならないため、診断書等の交付に伴う文書料、差額ベッド代等は含まれない。

4. 他の公費との調整（他公費優先）

医療保険の自己負担額に相当する額を他の公費が負担した場合は、その負担額を控除した額

〔他の公費〕

- a 労働者災害補償保険法による療養補償給付等の災害補償関係法令による給付
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付
- c 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費
- d 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付
- e 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

5. 医療機関が関与する部分

重症病給付金の申請書に必要事項を記入のうえ、診断書等を添えて、警察本部または最寄りの警察署に提出する際、申請者が医療機関に対し、以下の書類の作成を求めることがある。

(1) 傷病診断書【様式 1-1（身体疾患用）、1-2（精神疾患用）

またはこれに準ずる様式でも可】※診断書料は医療機関の自由
次の①～③が明らかになるように記載する。

- ① 犯罪行為により負傷し、または疾病にかかった日
- ② 犯罪行為により負傷し、または疾病にかかった日から 1 年間（旧制度適用の場合、3 か月間）の入院日数
- ③ 負傷または疾病の状態（経過） 等

(2) 医療費支払の証明書（医療費領収書【様式 2】）

健康保険の領収証と重複するが、この医療費領収書は領収の意味ではなく、公費（現金給付）を受けるために医療保険の自己負担額を支払ったことを証明するための証明書（領収書）。※診療月毎に発行。

次の①および②が明らかになるように記載する。

- ① 保険診療についての保険給付額または患者負担額
- ② 入院時に保険診療による食事療養を行った場合にはそれに対

する患者負担額（標準負担額）

医療費支払の証明書（医療費領収書）【様式2】について

- ・様式は様式2の内容が分かるものであれば、様式は問わない。
- ・領収の文字を消して証明と記載しても可。

（様式2は医療費控除に使用するものではない。）

〔性犯罪被害者に係る医療経費等の負担軽減措置〕

1. 制度の概要

性犯罪の被害に遭われた方は、その尊厳を踏みにじられ、身体的・精神的にも極めて重い負担を強いられ、その精神的ショックやしゅう恥心から、被害申告をためらうことも多く、被害が潜在化し、結果として同種事案の発生により被害が拡大する要因となっていると考えられている。

このため、警察庁では、性犯罪に遭われた方に対する精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的として、警察に対する捜査への協力確保の必要性から被害に遭われた方が負担している初診料、診断書料、緊急避妊に要する費用、検査費用等にかかる経費などについて、都道府県警察費補助費として平成18年度から予算措置を講じた。

都道府県警察では、警察庁での予算措置を受け、順次、取組みを進めているところである。

2. 性犯罪の被害に遭われた方への対応

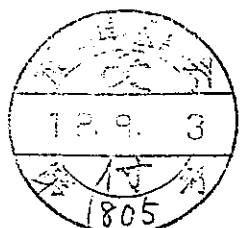
事件への捜査協力確保の必要性などから、担当の女性警察官等とともに、医療機関で医師の診察を受けることなどを要件としている。

なお、公費で負担する内容、具体的な手続方法等については、都道府県ごとに異なるため、詳しくは各都道府県警察本部にお問い合わせ下さい。

（添付資料）

犯罪被害給付制度の改正及び性犯罪被害者に対する公費負担制度に関するお知らせと協力依頼について

〔平 18. 7. 12 警察庁丁給厚第 215 号 警察庁長官官房給与厚生課長〕



警察庁丁給厚発第215号
平成18年7月12日

社団法人日本医師会会長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長



犯罪被害給付制度の改正及び性犯罪被害者に対する公費負担制度に関する
お知らせと協力依頼について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

警察業務につきましては、平素から多大なる御理解、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきましては、平成17年12月27日に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、警察庁には61の犯罪被害者支援に係る施策の実施が求められているところ、医療機関の御協力が必要不可欠である制度として、「犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大」、「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減」があり、今般、政令の改正及び必要な予算措置を講じたところでございます。

つきましては、これらの制度を運用していくためには、これまで以上に貴会をはじめ医療機関に携わる方々の御理解、御協力をいただきながら行っていくことが肝要でありますので、貴会を通じて医療機関にその旨を御連絡いただけるよう何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、制度の概要等については別紙のとおりであります。概略を申し上げますと、「犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大」につきましては、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（政令）の一部を改正し、重傷病給付金の支給対象要件の緩和、支給対象期間の拡大等を行い、本年4月1日から施行されております。

また、「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減」につきましては、強姦や強制わいせつなどの性犯罪被害者が負担している初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等につきましては、公費により負担する制度であり、平成18年度から予算措置が講ぜられております。本制度につきましては、都道府県の実情に応じた規定を整備し、順次、本年4月から取組みを進めております。

諸事御多用の折、御手数をおかけしますが、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

犯罪被害給付制度の改正並びに性犯罪被害者に係る 医療経費等の負担軽減措置に伴う医療機関へのお知らせ

第1 犯罪被害給付制度の改正について

1 はじめに

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済も得られない被害者又はその遺族に対して、国が一定の給付金を支給するものであり、昭和56年1月1日に施行されて以来、平成18年3月末までに約7,600名に対して約169億円の給付金が支給されるなど、被害者及びその遺族の被害の軽減に重要な役割を果たしてきたところであります。

また、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号）が制定され、それまでの遺族給付金と障害給付金に加え、新たに重傷病給付金が設けられました。

重傷病給付金は、平成13年7月1日から施行され、犯罪行為により加療1か月以上、かつ、14日以上入院を要する負傷又は疾病を負った被害者に対して、3か月を限度として医療費の自己負担部分に相当する額の給付金を支給してまいりましたが、この度、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第99号）が制定され、平成18年4月1日からは、加療1か月以上、かつ、入院3日以上負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った被害者に対して、1年を限度として医療費の自己負担部分に相当する額の給付金を支給することと改正されました（なお、遺族給付金についても同等の被害者負担額を合わせて支給することとされております。）。

今回改正された新制度を運用していくためには、これまで以上に医療関係者の理解と協力を得て行っていくことが必要不可欠であり、そのために新制度の概要（制度の改正点）とその具体的な手続についてお知らせするものであります。

なお、平成13年7月1日から平成18年3月31日までの間に犯罪被害に遭った人については、今回の制度改正による以前の制度（旧制度）が適用されますので、上述のように、加療1か月以上、かつ、14日以上入院を要件とし、3か月を限度として医療費の自己負担部分に相当する額の給付金が支給されます。

2 犯罪被害給付制度の概要

犯罪被害給付制度の概要と事務手続きの流れについては「犯罪被害給付制度のご案内」【別紙1】及び「給付の流れ」【別紙2】をご参照下さい。

3 重傷病給付金について

(1) 重傷病給付金を設けた趣旨

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかり、その後、障害が残らず身体の被害が回復する場合であっても、犯罪行為によって著しく重大な負傷又は疾病（重傷病）を受けた場合には、被害者は精神的にも、経済的にも看過できない打撃を受けています。とりわけ、そうした被害者は、被害を受けた当初、多大な医療費の負担を迫られる場合が多いといえます。重傷病給付金とは、このような現状にかんがみ、そのような被害者に対し、社会全体として一定の配慮を示すため、一時金として給付金を支給しようとするものです。

(2) 重傷病給付金を申請することができる人

平成18年4月1日以後に、日本国内（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内を含む。）において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）により、1か月以上の加療期間を要し、負傷し、又は疾病にかかった日から1年を経過するまでの期間中に3日以上病院に入院することを要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った人であって、日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人が重傷病給付金を申請することができます。

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において日本国内に住所を有していた外国人の方についても支給の対象となります。

なお、旧制度が適用される人（平成13年7月1日から平成18年3月31日までの間に行われた犯罪行為により負傷又は疾病を負った人）が重傷病給付金を申請するときは、1か月以上の加療期間を要し、負傷し、又は疾病にかかった日から3月を経過するまでの期間中に14日以上病院に入院することが要件となります。

(3) 重傷病給付金の支給額

ア 重傷病給付金の額

重傷病給付金は、被害者負担額〔犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から1年間（例えば、平成18年4月1日に負傷又は疾病を負った場合には、平成19年3月31日午後12時までの間。〔なお、旧制度が適用される人については、3か月間〕）における療養に要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定する。ただし、老人保健法及び介護保険法の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定する。）の額から、医療保険（老人保健及び介護保険を含む。）による給付の額を差し引いて得られる額〕を支給するものです。保険診療外の医療費は支給の対象となりません。このため、診断書等の交付に伴う文書料、差額ベッド代（特別室利用料）等は含まれません。

例えば、健康保険の被保険者が犯罪被害に遭い、入院して保険診療を受けたときは、医療費の3割を自己負担額として医療機関へ支払いますが、負傷又は疾病にかかった日から1年間〔旧制度が適用される人については、3か月間〕

におけるこの3割の自己負担額が被害者負担額となります〔旧制度が適用される人については、平成15年4月1日に保険診療による医療費の負担割合が2割から3割に変更されておりますので、平成15年4月1日までの被害者負担額は、保険診療による医療費の2割となります〕。

また、高額療養費や附加給付が支給されるべき場合には、それらの支給されるべき額を差し引いて残った1年間〔旧制度が適用される人については、3か月間〕の自己負担額に相当する額が被害者負担額となります。

イ 他の法令による給付等との調整

重傷病給付金は、以下①から⑤に示すような法令（条例を含む。）の規定による療養に関する給付が行われる場合には、その給付の限度において支給されませんので、その額は除かれます。加害者から損害賠償がなされた場合にも、その額の限度において支給されません。

- ① 労働者災害補償保険法による療養補償給付等の災害補償関係法令による給付
- ② 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費
- ④ 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付
- ⑤ 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

(4) 医療機関に作成を求める書類

重傷病給付金の支給の申請をしようとする人は、重傷病給付金の申請書に必要な事項を記入のうえ、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出することとなりますが、その際、申請者が医療機関に対して以下の書類の作成を求めることがあります。

ア 診断書【様式1-1、1-2】

犯罪行為により重傷病（加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと。〔なお、旧制度が適用される人については、加療1月以上、かつ、入院14日以上を要する負傷又は疾病〕）を負ったことを確認するために必要な書類です。①犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、②犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から1年間〔旧制度が適用される人については、3か月間〕の入院日数及び③負傷又は疾病の状態（経過）が明らかになるように記載して下さい。

イ 医療費領収書【様式2】

被害者負担額を算出するために必要な書類です。①保険診療についての保険給付額及び患者負担額並びに②入院時に保険診療による食事療養を行った場合にはそれに対する患者負担額（標準負担額）が明らかになるように記載して下さい。

4 遺族給付金への被害者負担額の付加

(1) 遺族給付金に被害者負担額を合わせて支給できる場合

被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、当該負傷又は疾病についての被害者負担額も遺族給付金として支給されておりますが、その期間は1年を限度としております（当該負傷又は疾病について、1年以内であれば、加療日数及び入院日数に特段の要件は設けられておりません。〔なお、平成13年7月1日から平成18年3月31日までの間に行われた犯罪行為により死亡前の療養を受けた場合の期間は3か月を限度とし、3か月以内であれば、加療日数及び入院日数に特段の要件は設けられておりません。〕）。

(2) 医療機関等に作成を求める書類

死亡前に療養を受けたことについては死亡診断書（死体検案書）上明らかとなる死亡に至る経過により確認することとなります。被害者負担額の算出のためには申請者は医療機関に対し医療費領収書【様式2】の作成を求めることとなります。

第2 性犯罪被害者に係る医療経費等の負担軽減措置について

1 はじめに

平成16年12月に犯罪被害者等の権利利益の保護が明記された「犯罪被害者等基本法」が成立し、同法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。この基本計画におきましては、犯罪被害者等に対して講じていく施策が数多く盛り込まれており、その中で、性犯罪の被害に遭われた方に対する施策として「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の負担軽減」が盛り込まれているところであります。

性犯罪の被害に遭われた方は、その尊厳を踏みにじられ、身体的・精神的にも極めて重い負担を強いられ、その精神的ショックやしゅう恥心から、被害申告をためらうことも多く、被害が潜在化し、結果として同種事案の発生により被害が拡大する要因となっているとも考えられております。

これを受け、警察庁では、平成18年度予算において性犯罪に遭われた方に対する精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的として、警察に対する捜査への協力確保の必要性から被害に遭われた方が負担している初診料、診断書料、緊急避妊に要する費用、検査費用等に係る経費などについて都道府県警察費補助金で措置したところであります。また、都道府県警察では、警察庁での予算措置を受けて、順次、取組みを進めているところであります。

(参考)

犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）（抄）

第1 被害回復・経済的支援等への取組

2 給付金の支給に係る制度の充実等（犯罪被害者等基本法第13条関係）

【今後講じていく施策】

(4) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減することを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

2 性犯罪の被害に遭われた方への対応について

この対象となる方は、性犯罪の被害に遭われた方で、事件への捜査協力確保の必要性などから、担当の女性警察官等とともに、医療機関で医師の診察を受けることなどを要件としております。今回の取組みは、被害に遭われた方からの切なる要望により盛り込まれたものでありますので、医療関係者の皆様の御理解、御協力の下、適切な運用が行われますよう御協力をお願いするものであります。

なお、公費で負担をする内容、具体的な手続方法等につきましては、都道府県ごとで異なっておりますので、詳しくは各都道府県警察本部にお問い合わせ下さい。

傷病診断書（身体疾患用）

氏 名				男 ・ 女
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日（ 歳）
住 所				
受傷日※1	平成	年	月	日
治癒日又は症状固定日 ※2	平成	年	月	日
入院治療期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (日間)			
傷病の状態	傷病名及びその症状の経過及び治療の内容を記入して下さい。			

上記のとおり診断します。

診断日 平成 年 月 日

作成日 平成 年 月 日

所 在 地

医療機関名

医 師 氏 名

印

※1 「受傷日」は発病した日を含みます。

※2 受傷日から1年を経過して症状固定の見込がない場合は、「症状固定の見込なし」と記入して下さい。

(注) この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。

なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

傷病診断書（精神疾患用）

氏 名			男 ・ 女
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日 (歳)
住 所			
受傷日※1)	平成	年	月 日
治癒日又は症状固定日 ※2)	平成	年	月 日
治療期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (日間、うち入院期間 日間)		
病 名	☐ ICD-10 F___.__ ☐ ICD-10 F___.__		
傷病の状態	I 主な症状（該当するものの□を■にする。） ☐ 1被害の侵襲的想起（フラッシュバック等） ☐ 2被害を想起させる刺激の回避 ☐ 3離人感・疎隔感 ☐ 4感情の範囲の縮小 ☐ 5過覚醒（驚愕、過度の警戒心等） ☐ 6抑うつ気分 ☐ 7意欲低下 ☐ 8全般性不安 ☐ 9恐怖症 ☐ 10パニック発作 ☐ 11不眠 ☐ 12食欲低下 ☐ 13身体化症状（動悸、呼吸困難、消化器症状、慢性疼痛等） ☐ 14その他（ ） II 治療と経過（傷病の発症原因（3日以上労務に服することができない事情がある場合には、その事情も含める。）） III 生活・社会機能障害の程度（該当するものの□を■にする。） ☐ 1家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上（就労、学業等）困難がある。 ☐ 2家庭内での単純な日常生活はできるが、時に援助が必要である。 ☐ 3日常生活における身の回りのことにも多くの援助が必要である。 ☐ 4身の回りのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。		

上記のとおり診断します。

診断日 平成 年 月 日
作成日 平成 年 月 日

所 在 地
医療機関名
医 師 氏 名

印

※1 「受傷日」は発病（発症）した日を含みます。

※2 受傷日から1年を経過して症状固定の見込がない場合は、「症状固定の見込なし」と記入してください。

(注) この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。

なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

医療費領収書

(患者の氏名)

殿

1 保険診療費

保険給付額	患者負担額	合 計
円 (円)	① ③ 円)	円 (円)

入院時食事療養費標準負担額	② 円
内訳 1 回当たりの 標準負担額 _____ 円 × 食事回数 _____ 回	

2 診療年月日 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで _____ 日分

上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

 所在地
 医療機関名
 医師氏名

印

- ※ 本領収書は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。保険外の医療費は含めないで下さい。
- ※ 本領収書は、レセプト単位で、毎月毎に作成して下さい。ただし、負傷又は疾病から1年を経過するまでの間について作成して下さい。
- ※ 薬剤費の一部負担金は、保険給付費の患者負担額の中に含めて下さい。
- ※ 保険診療費欄の括弧書きには、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合に、その私病分の医療費を除いた額を記入して下さい。
- ※ 入院療養が負傷又は疾病から1年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該1年内の入院日数の割合で按分計算して下さい。

(なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。)

[illegible]

遺族給付金

額 (最高額～最低額)
1,573万円～320万円

◎ 支給を受けられなかった被害者の第一順位の遺族

◎ 支給を受けられる遺族の範囲と順位
①配属者（専業主婦）の事情にあった人を含む。

又
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840

◎被害者が死亡前に療養を要した場合、死亡前に療養を受けた犯罪行為により生じた負債又は疾病について、死亡前に療養を受けた被害者は、1年を限度として保険診療による医療費の自己負担分を加算し、給付する。

重傷病給付金

額 (負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分)

⑤ 支給を受けられる人
犯罪行為は、重傷病（加療1月以上・入院3日以上を要する
疾病）又は疾病（精神疾患の場合は、その症状の程度が3日以上劣るに
服することできない程度であったこと）を負った被害者本人

障害給付金

額 (最高額～最低額)
1,849万2千円～18万円

② 支給を受けられた被害者、障害者の人々

被害者本人（障害等級：第1級～第14級）

◇ 給付金の算定方法

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。

◇ 給付金支給決定の申渡

[illegible][illegible]

◇ 給付金の減額、調整

も、場給災民
でるが支劣や給付
合あが合し
場あぶる場
に因る場類
け原因は。けそなり
受も又す受と
にに部まをとは
害者全り傳きこ
被害のあ補とる
て金があたれた
よ罪給と公けた
にに、いのを罰
罪犯は、いのを罰
犯族にならぬ
合はる賠償と
朝合せ保害金

◇「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、事情があるとして仮給
 付金を支給していきは、一定の額を限度として返給
 裁定することができない事情があるに

